

スポットシェフ

事業者利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社シェアダイナ（以下「当社」といいます）が提供または運営するサービス「スポットシェフ（以下「本サービス」といいます）」の利用に関する条件を、本サービスを利用する事業者と当社との間で定めたものです。

第1条（規約への同意）

1. 事業者（次条に定義）は、本規約の定めに従って本サービスを利用しなければなりません。
2. 事業者は、本規約に有効かつ取消不能な同意をしないかぎり本サービスを利用できません。
3. 事業者は、本サービスを実際に利用することによって本規約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。
4. 本サービスに関し当社と事業者との間で個別契約を締結する場合、事業者は、本規約のほか個別契約の定めにも従って本サービスを利用しなければなりません。本規約の定めと個別契約の定めが異なる場合、個別契約の定めが優先するものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、当社が提供する「スポットシェフ」という名称の、シェフと事業者との間の業務委託に関する情報提供サービスをいいます。
- (2) 「事業者」とは、本規約に同意し、本サービスを利用して、シェフに業務を委託し、または委託しようとする者をいいます。
- (3) 「シェフ」とは、別途当社の定める規約に同意し、本サービスを利用して、事業者が依頼する業務を受託し、または受託しようとする当社の審査を通過した調理に関する専門技術を有する者をいいます。
- (4) 「本取引」とは、本サービスを利用して締結される事業者とシェフとの間での業務委託契約をいいます。
- (5) 「本契約」とは、事業者による本サービスの利用に関して、本規約の規定に従い事業者と当社との間に成立する契約をいいます。
- (6) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（これらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。

第3条（本サービスの内容）

1. 当社は本サービスによる情報提供を通じて、事業者とシェフとが業務委託契約を行うためのツールおよびプラットフォームの提供を行います。

2. 本サービスは、事業者とシェフが直接、業務委託契約を締結することを目的とし、当社は本取引の当事者とはなりません。ただし、本取引に基づく事業者からのシェフに対する報酬の受領などの事務は、当社がシェフから委託を受けて代行いたします。
3. 事業者が本サービスを利用してシェフと契約を締結する場合、契約の形式は業務委託契約に限られます。
4. 本サービスにおいて、当社は、本取引を行うシェフの選定および本取引に基づく業務の遂行やその成果物について、それらの内容・品質等の確認および保証を行わないとともに、その瑕疵に関していかなる理由においても一切の責任を負いません。

第4条 （本サービスの申込みおよび承諾）

1. 事業者は、本規約に同意の上、当社所定の手続きを経て、本サービスの利用申込みを行うものとします。ただし、未成年者は、法定代理人の同意がある場合であっても、本サービスの申込みを行うことはできません。
2. 事業者は、当社の審査の結果、当社が前項の申込みを承諾しない場合があることをあらかじめ了承するものとします。なお、当社が承諾をしなかった場合において、その理由について事業者に開示する義務を負わないものとします。
3. 当社が、事業者からの申込みを承諾した場合には、事業者に対して承諾した旨を通知するものとし、当該通知した時をもって、事業者と当社の間の本規約を内容とする本サービスの利用に関する契約が成立します。

第5条 （登録）

1. 事業者は、本サービスの利用に際して事業者ご自身に関する情報を登録する場合、真実、正確かつ完全な情報を提供しなければならず、登録事項に変更があった場合、変更手続きを遅延なく行わなければなりません。
2. 事業者は、当社に提供した登録情報を含む一切の情報が正しいことを確約します。
3. 事業者は、本サービスの利用に際してパスワードを登録する場合、これを不正に利用されないようご自身の責任で厳重に管理しなければなりません。当社は、登録されたパスワードを利用して行なわれた一切の行為を、事業者自らの行為とみなすことができます。
4. 本サービスに登録した事業者は、いつでもアカウントを削除して退会することができます。
5. 当社は、事業者が以下のいずれかに該当する場合、または該当するおそれがあると判断した場合には、あらかじめ事業者に通知することなく、アカウントの停止または削除をすることができ、当社はこれについて一切の責任を負わず、事業者はそれにつき異議を申し立てないものとします。
 - (1) 事業者が本規約に違反、または違反する恐れがあると当社が認めた場合
 - (2) 事業者が当社に対し、不当な要求を行っていると当社が認めた場合

- (3) 反社会的勢力等である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている
と当社または第三者が判断した場合
 - (4) サービス利用において、重要と判断される人物が過去において逮捕もしくは起訴されたことが
あることが判明した場合、または逮捕もしくは起訴された場合
 - (5) その他、当社が上記に準じる事由があると判断した場合
6. 当社は、最終のアクセスから1年間以上経過しているアカウントを、あらかじめ事業者へ通知すること
なく削除することができます。
 7. 事業者の本サービスにおけるすべての利用権は、理由を問わず、アカウントが削除された時点で消滅し
ます。事業者が誤ってアカウントを削除した場合であっても、アカウントの復旧はできません。
 8. 本サービスのアカウントは、事業者へ一身専属的に帰属します。事業者の本サービスに関するすべての
権利は、第三者へ譲渡、貸与または相続させることはできません。

第6条 (登録情報の管理)

事業者は、本サービス利用に際する登録情報及びその他当社の指定する本取引に関する情報を、責任を
もって随時更新し、かつ適切に管理しなければなりません。

第7条 (シェフと事業者との間の取引)

1. 事業者は、本サービスに登録しているシェフに対し、業務委託の募集を行うことができ、シェフからの
応募に対し、当社の定める手続きに従って、当該シェフに業務を委託することができます。
2. 前項に基づく事業者からのシェフに対する業務の委託がなされた時点で、シェフと事業者との間で、シ
ェフが事業者に対して行うメニュー開発、調理、盛り付け、配膳に加え、双方で合意した料理に付随す
る業務(以下「委託業務」といいます)に関する業務委託契約が直接成立します。
3. 事業者は、シェフと事業者との本取引に関する一切の事項(登録、スケジュール管理、希望条件の検
索、依頼、キャンセル、サービスの提供、完了報告の内容、瑕疵担保責任等を含みますが、これに限ら
れません)について、全責任を負います。当社は、シェフと事業者との間のトラブル等に原則として一
切介入しないものとし、事業者は当社に対しトラブルの解決を求めることはできないものとし、た
だし、当社は、本サービスの円滑な運営のために必要であると当社が判断した場合には、事業者とシェ
フ同士、事業者同士、シェフ同士のトラブルに介入することができるものとし、
4. シェフと事業者との間の連絡は、全て本サービス内のチャットにおいて行うものとし、事業者が
シェフに直接LINE等のSNSを尋ね、または電話番号等の公開情報などからSNSを特定するなどし
て、本サービス内のチャット以外の方法でシェフと直接連絡を取りあう行為は禁止します。ただし、病
気や事故、交通機関の遅延等の委託業務の実施当日の出欠・遅刻にかかる内容、およびサービス提供開
始12時間以内の契約内容の変更の連絡等のやむを得ない事項に関して、シェフと事業者が電話で直接
連絡する行為を除きます。

5. 前項ただし書に基づく電話でのやりとりを含め、本サービス内のチャット以外で行われたシェフと事業者との間のやりとりに関しては、当社は一切の責任を負いません。
6. 事業者のシェフへの委託業務の内容に関する相談、確認、依頼は委託業務の開始前・開始後に限らず、全て本サービス内で行うものとします。仕事内容に関する連絡や依頼に関して、委託業務の開始前・開始後を問わず、本サービス外で行われたものに関して、当社は一切の責任を負いません。
7. 事業者が、本サービスを通じて知ったシェフと、当社の同意なく、最後に本取引に基づく役務の提供を受けてから 12 か月以内に、本サービスを通じることなく雇用、業務委託その他の委託業務に関連する契約を締結し、またはそれを提案する行為(事業者とシェフとの間で直接契約を締結することのほか、これに準じる行為を含みます。)は禁止します。万一事業者が、上記行為を行なった事実が発覚した場合、事業者は、第 8 項に基づく採用紹介手数料とは別に、当社に対し、事業者が当社に対して過去に支払った委託業務の報酬の総額の 10 倍(消費税別)に相当する金額を違約金として支払わなければなりません。
8. 事業者が、本サービスを通じて知ったシェフと、当社の同意の上で、直接雇用、業務委託その他の委託業務に関連する契約を締結する場合、事業者及びシェフは、当社に対し、双方合意済みの契約書を提出する形で、事業者とシェフとの契約期間及び想定年収額を報告するものとします。この場合、事業者は当社に対し、採用紹介手数料として想定年収額の 30%(消費税別)から当該シェフのそれまでの委託業務に対し発生した本サービスの利用料を控除し、当社へ支払うものとします。

第 8 条 (サービスの提供)

1. シェフはメニュー開発、調理、盛り付け、配膳に加え、双方で合意した料理に付随する業務を行います。あらかじめ定義され合意した業務以外是对応範囲外となります。
2. 事業者は、シェフが委託業務を円滑に行えるように、可能なかぎり協力するものとします。
3. シェフが作業実施日に所定の時間に遅刻する場合、シェフは事業者に対し電話または本サービスのチャットを通じて直接連絡するものとし、それ以外の方法による連絡は行いません。
4. 委託業務に起因してトラブルもしくは事業者またはシェフに生じた損害が発生した場合については、当該トラブルもしくは損害については、契約当事者であるシェフおよび事業者の間で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。
5. シェフの始業終業時刻、就業場所および休憩時間等については、事業者との委託業務開始前のやりとりにおいて予め合意するものとします。本取引は業務委託契約であることから、シェフは自らの裁量をもって委託業務を遂行し、事業者はシェフに対し直接の指揮命令を行わないものとします。

第 9 条 (レビュー)

1. シェフの完了報告を事業者が承諾することでシェフの委託業務は全て完了したものとみなします。
2. 事業者は、前項のシェフの完了報告に対し、完了報告が提出されてから原則 72 時間以内に本サービス上で承諾または差し戻しするものとします。

3. 事業者は、シェフによる委託業務が完了したか否かについて、事業者とシェフの当事者間で解決するものとします。当社は、委託業務の完了の有無について、判断する権限を有しません。
4. 事業者とシェフとの間で、委託業務に関してトラブルが生じた場合、事業者はトラブルの発生から原則48時間以内にその事実を書面・電子メール等の記録に残る方式で当社に報告をするものとします。

第10条 (報酬等の支払)

1. 当社はシェフから提出された完了報告に基づき、委託業務の対価を算出し、当社所定の本サービスの利用料(以下本サービス利用料といいます)と合わせて事業者へ通知します。事業者は、当社に対し、事前に登録したクレジットカードおよびデビットカード、銀行振り込み、または別途「スポットシェフポイント利用規約」に定めるポイント(以下「ポイント」といいます)によって、当社が算出した対価および本サービス利用料を支払います。当社は、事業者から受領した金額から当社所定の本サービス利用料を控除したうえで、残額をシェフに支払います。
2. 前項の支払いの期限は、次のとおりとします。
 - クレジットカードおよびデビットカード...随時決済
 - 銀行振り込み...別途申込書で定める期限
 - ポイント...請求書に記載する日付

第11条 (キャンセル)

1. 事業者は、シェフとの間で本取引が成立したあとでも、当該契約をキャンセルまたは変更することができます。ただし、事業者が業務開始予定日の1日前(前日)以降のキャンセルまたは変更を行う場合は、当該契約で定められた報酬予定額の100%に加えて、当社所定のキャンセル料を支払うものとします。
2. 前項に基づきキャンセル料が発生する場合、事業者は当社に対し、事前に登録したクレジットカードおよびデビットカード、銀行振り込み、またはポイントによってキャンセル料を支払うものとします。

第12条 (秘密保持)

事業者は、本サービスに関連して知り得た当社の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとし、第三者への開示または漏洩等を行わないものとします。

第13条 (プライバシー等)

1. 事業者は、本サービスの利用または提供にあたって知り得たシェフに関する一切の情報を、当社を除く第三者に漏洩してはならないものとします。
2. 当社は、事業者のプライバシー情報と個人情報を、当社の「プライバシーポリシー」に従い、収集および利用します。
3. 事業者は、シェフが委託業務を遂行する上で知り得た事業者に関する情報を当社に報告できることを、あらかじめシェフおよび当社に対して承諾するものとします。

第14条(禁止事項)

事業者は、本サービスの利用に際して、以下に記載することを行ってはなりません。また、委託業務の実施時に以下が行われているとシェフが判断した場合、シェフは委託業務の実施をその場で中断し、退出することがあります。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
- (2) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為。
- (3) 盗難、盗聴その他刑事罰に該当する行為。
- (4) シェフの同意に基づかない写真撮影、動画撮影その他シェフのプライバシーを侵害する行為。
- (5) 当社または第三者の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為。
- (6) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿または送信、発言する行為。
- (7) シェフの目に触れるような場所で、嫌悪の情を催させるような仕方で、体の一部をみだりに露出することを含めた一切の性的な言動、行為。
- (8) 当社または第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為。
- (9) シェフや他の事業者または当社の名誉・信用等を毀損する行為。
- (10) 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為(当社の認めたものを除きます。)、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、他の事業者やシェフに対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為。
- (11) 反社会的勢力もしくは資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力または関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流や関与を行っている団体や個人に対する利益供与その他の協力的行為。
- (12) 宗教活動または宗教団体への勧誘行為。
- (13) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為。
- (14) 本サービスのサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、本サービスの不具合を意図的に利用する行為、同様の質問を必要以上に繰り返す等、当社に対し不当な問い合わせまたは要求をする行為、その他当社による本サービスの運営またはシェフや他の事業者による本サービスの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。
- (15) 衛生管理(次条に定義)を怠る行為。
- (16) 上記(1)から(15)のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為。
- (17) その他、当社が不相当と判断した行為。

第15条(事業者の責任)

1. 事業者は、事業者ご自身の責任において本サービスを利用するものとし、本サービスにおいて行った一切の行為およびその結果について一切の責任を負うものとし、ます。
2. 事業者は、本サービスを利用する以前に、シェフがサービス提供を行う現場において、調味料を含む食材を適切な管理し、調理場・調理器具・道具を高い衛生基準での管理し、および当該管理を行う必要がある旨をシェフを含む飲食サービスに従事する従業員に周知する(以下「衛生管理」といいます)義務・責任を負います。シェフまたは当社が衛生管理において不適切であると判断した場合は、本サービスの提供または委託業務の実施をお断りさせていただくことがあります。また、シェフが委託業務を実施した場合においても、シェフが委託業務を実施した半調理・調理品について事業者によって衛生管理上不適切な状況・状態による取り扱いが行われた恐れがあると、シェフまたは当社が判断した場合は、当該委託業務に関し、シェフおよび当社の責任を追求することはできません。
3. 食中毒の発生原因がシェフの故意または過失によるものであると十分に認められない場合、または事業者が準備した食材、事業者が取り決めた食材の取り扱い・保存方法・調理方法、食器・容器・調理器具および厨房設備・機器・什器を含む事業者の環境に起因する食中毒が発生した場合は、事業者が当該食中毒に関する一切の責任を負うものとし、シェフおよび当社の責任を追求することはできません。
4. 事業者は、業務を委託するシェフに対し、あらかじめ検便検査の提出を義務付けるなど、食中毒発生防止のための方策を講じるものとし、ます。事業者が当該責務を怠った場合は、シェフおよび当社の責任を追求することはできません。
5. 事業者は、委託業務実施日から7日以内に、委託業務の実施に関連する事業者の従業員等(業務受託者、派遣社員等を含む。)に、契約の当事者となるシェフに感染する可能性のある感染症(疑われる場合も含む)の症状が生じた場合は、ただちにその旨をシェフに正確に伝えるものとし、ます。この場合、シェフの判断により、本取引を解除し、委託業務の実施をお断りさせていただくことがあります。
6. 事業者は、委託業務実施日から14日以内に、委託業務の実施に関連する事業者の従業員等(業務受託者、派遣社員等を含む。)に指定感染症に該当する感染症(疑われる場合も含む)の症状が生じた場合、また症状のある者との濃厚接触の可能性がある場合は、本サービスを利用することができません。ただし、医師により、当該従業員等について他者への感染の危険がないと診断された場合はこの限りではありません。
7. 当社は、事業者が本規約に違反して本サービスを利用していると認めた場合、当社が必要かつ適切と判断する措置を講じます。ただし、当社は、かかる違反を防止または是正する義務を負いません。
8. 事業者は、本サービスを利用したこと起因して(当社がかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。)、事業者の責に帰すべき事由により、当社が直接的もしくは間接的に何らかの損害(弁護士費用の負担を含みます。)を被った場合、当社の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければなりません。

第16条(規約の変更)

当社は、当社が必要と判断する場合、あらかじめ事業者へ通知することなく、いつでも、本規約を変更できるものとします。変更後の本規約は、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、事業者は本規約の変更後も本サービスを使い続けることにより、変更後の本規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。かかる変更の内容を事業者へ個別に通知することはいたしかねますので、本サービスをご利用の際には、随時、最新の本規約をご参照ください。

第17条(当社によるサービスの提供)

1. 事業者は、本サービスを利用するにあたり、必要なパーソナルコンピュータ、携帯電話機、通信機器、オペレーションシステム、通信手段および電力などを、事業者の費用と責任で用意しなければなりません。
2. 当社は、本人確認資料の提出などを含む当社が必要と判断する条件を満たした事業者に限り、本サービスの全部または一部を提供することができるものとします。
3. 当社は、当社が必要と判断する場合、あらかじめ事業者へ通知することなく、いつでも、本サービスの全部または一部の内容を変更し、また、その提供を中止することができるものとします。

第18条(当社によるサービスの中断、停止)

1. 当社は、以下の何らかの事由に該当する場合、事業者へ事前に通知することなく本サービスの一部もしくは全部を一時中断、または停止することがあります。
 - (1) 本サービスの提供のための装置、システムの保守点検、更新を行う場合
 - (2) 火災、停電、天災、システム障害などにより、本サービスの提供が困難な場合
 - (3) 戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議、公衆衛生に関わる緊急事態等により、本サービスの安全な運営が不能と判断できる場合
 - (4) 本サービス提供のためのシステムの不良及び第三者からの不正アクセス、コンピュータウイルスの感染等により本サービスを提供できない場合
 - (5) 必要な電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - (6) 法令等に基づく措置により本サービスを運営できない場合
 - (7) その他、当社が本サービスの一時中断もしくは停止が必要であると判断した場合
2. 当社は、前項に基づく本サービスの提供の一時中断、停止等の発生により、事業者が被った損害について、当社に故意または重過失がある場合を除いて、一切の責任を負わないものとします。

第19条(権利帰属)

1. 事業者は、当社ウェブサイトおよび本サービスに関連するすべての知的財産権は、当社または当社がその利用を許諾した権利者に帰属することを了承します。

2. 事業者は、本サービスに関するコンテンツを、本サービスが予定している利用態様を超えて利用(複製、送信、転載、改変などの行為を含みます。)してはなりません。
3. 事業者が投稿する写真、文章、ロゴ、コメント等(以下「投稿コンテンツ」といいます)のバックアップは、事業者ご自身で行なっていただくこととなります。当社は投稿コンテンツのバックアップを行う義務を負いません。
4. 事業者は、当社に対し、投稿コンテンツが第三者の権利を侵害していないことを保証するものとします。事業者の投稿により、事業者と第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、事業者の費用と責任において問題を解決するとともに、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
5. 事業者は、当社に対し、投稿コンテンツを当社のサービスやプロモーションに利用する権利(当社が必要かつ適正とみなす範囲で省略等の変更を加える権利を含みます。また、かかる利用権を当社と提携する第三者に再許諾する権利を含みます。)を、投稿その他送信時に、当社に対し無償で譲渡します。
6. 事業者は、当社に対し、本サービスの導入実績を公表または開示するために必要な範囲において、事業者の名称およびロゴ(運営店舗の名称およびロゴを含む。)を無償で使用することを許諾するものとします。ただし、当社が事業者より事業者の名称およびロゴの使用を許諾しないまたは当該使用の中止を求める旨の通知を受けた場合は、これに従うものとします。
7. 当社は、投稿した事業者自身が、自身の投稿コンテンツを利用することを許諾するものとします。事業者は、当社および当社から権利を承継しまたは当社が許諾した者に対して、著作者人格権その他いかなる権利の主張および行使も行わないことに同意します。
8. 当社は、法令または本規約の遵守状況などを確認する必要がある場合、投稿コンテンツの内容を確認することができます。ただし、当社はそのような確認を行う義務を負うものではありません。
9. 当社は、事業者が投稿コンテンツに関し法令もしくは本規約に違反し、または違反するおそれがあると認められた場合、その他業務上の必要がある場合、あらかじめ事業者に通知することなく、投稿コンテンツを削除するなどの方法により、本サービスでの投稿コンテンツの利用を制限できます。

第20条 (当社の免責)

1. 当社は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。)がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。当社は、事業者に対して、かかる瑕疵を除去して本サービスを提供する義務を負いません。
2. 当社は、本サービスに起因して事業者が生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。
3. 当社は、当社の過失(重過失を除きます。)による債務不履行または不法行為により事業者が生じた損害のうち特別な事情から生じた損害(当社または事業者が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。)について一切の責任を負いません。また、当社の過失(重過失を除きます。)による債務不履行または不法行為により事業者が生じた損害の賠償は、事業者から当該損害が発生した月に受領した本サービス利用料の額を上限とします。

4. 当社は、食中毒事故が起こった場合、発生原因がシェフに起因するものであると客観的に（第三者機関によって）認められ、且つ事業者の責任による食中毒発生予防の策を十分に講じていたと認められる場合を除き、一切の責任を負いません。食中毒の発生原因が明確にシェフに起因するものと客観的に（第三者機関によって）認められた場合、当社の加入する賠償責任保険に基づいて保険会社から受け取った保険金額を限度として事業者に賠償するものとします。なお、当社の損害賠償責任の範囲は、直接かつ通常の損害に限られ、逸失利益、特別損害、間接損害等（事業者が当該損害賠償に係る事由の対応に時間を要したことによる損害、当該事由に関連して要した通信費・電話代を含みますがこれらに限られません。）を含まないものとします。

第21条（地位の譲渡等）

1. 事業者は、当社の書面による事前の承諾なく、当社との契約上の地位または本規約に基づく権利若しくは義務を、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡（合併、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます。以下、「事業譲渡」と総称します。）した場合には、当該事業譲渡に伴い当社との契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに事業者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、事業者は、かかる譲渡につき予め同意したものとみなします。

第22条（準拠法、裁判管轄）

本規約は日本語を正文とし、その準拠法は日本法とします。本サービスに起因または関連して事業者と当社との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条（連絡方法）

1. 本サービスに関する当社から事業者への連絡は、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所への掲示その他、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 本サービスに関する事業者から当社への連絡は、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所に設置するお問い合わせフォームの送信または当社が指定する方法により行っていただきます。

第24条（反社会的勢力の排除）

1. 事業者および当社は、それぞれ相手方に対して、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に属すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与すること
 - (3) 反社会的勢力を利用すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をすること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(6) 自らまたは第三者を利用して相手方または相手方の関係者に対して詐術、暴力的行為、脅迫的
行為を行うこと、あるいは、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること

(7) 代表者、役員、実質的に経営権を有する者、責任者等が、前各号のいずれかに該当すること

2. 事業者および当社は、相手方が前項各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
3. 事業者および当社は、前項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要しないが、契約解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

附則

第 1 条 (経過措置)

2024 年 8 月 15 日改訂の時点で、既に本サービスを利用する事業者については、第 19 条 (権利帰属) 第 6 項は適用しない。

以上

2021 年 12 月 11 日作成

2022 年 1 月 19 日改定

2022 年 4 月 21 日改定

2022 年 5 月 15 日改定

2022 年 9 月 15 日改定

2022 年 10 月 7 日改定

2022 年 11 月 24 日改定

2023 年 4 月 13 日改定

2023 年 10 月 12 日改定

2024 年 2 月 13 日改定

2024 年 4 月 9 日改定

2024 年 5 月 28 日改定

2024 年 9 月 9 日改定

株式会社シェアデザイン